

# 歴史的建造物等調査及び保存活用支援業務委託 基本仕様書

別紙 1

## 第 1 条 (適用)

本業務委託仕様書は、「歴史的建造物等調査及び保存活用支援業務委託」(以下、「本業務」という)について適用するものとする。

## 第 2 条 (目的)

令和 2 年に策定した「くまもと歴史まちづくり計画 (熊本市歴史的風致維持向上計画)」に定める重点区域 (城下町地区、川尻地区) では、町屋等の歴史的資源をはじめとする数多くの地域資源を有している。本市では、当該計画策定を機に、個々の地域資源の有効活用を通じて地域全体の価値や魅力を高め、これらを後世に継承し、市民の誇りの醸成や観光振興につなげていくことを目指し、各事業に取り組んでいる。

一方、現状では、地域資源の情報に対して、一元的な情報管理や地域全体での相談・支援体制等が十分に構築できておらず、地域資源の連鎖的な利活用につなげていない。そのため、今後は、地域・関係団体・行政等が一体となって、所有者等と信頼関係を構築の上、地域資源の情報を一元的に把握し、利活用可能な地域資源のストックを増やすとともに、有効活用に向けた相談・運用体制の構築が必要である。

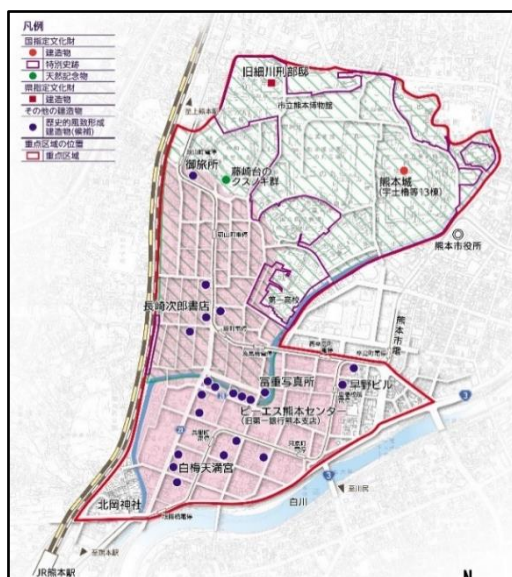
そこで、本業務は、「1. 利活用可能な地域資源等の蓄積」、「2. 所有者等への継続的な情報発信」、「3. 相談・運用体制の構築検証」を通じて、持続可能な歴史まちづくりに向け、地域主体による地域資源の保存活用の取組みを支援するものである。

## 第 3 条 (履行期間)

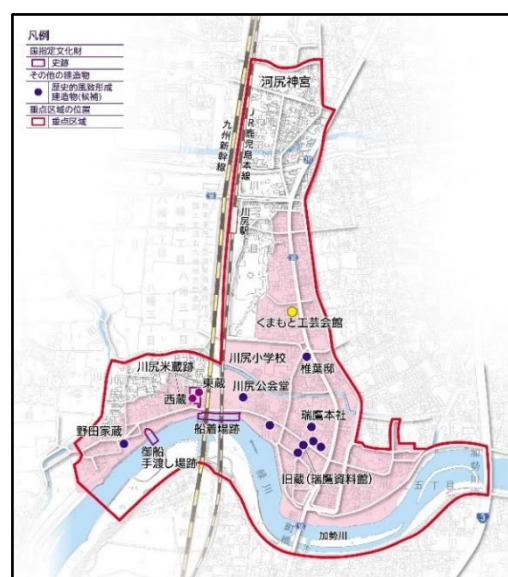
本業務の履行期間は、契約締結日から令和 4 年 (2022 年) 3 月 31 日までとする。

## 第 4 条 (履行場所)

「くまもと歴史まちづくり計画 (熊本市歴史的風致維持向上計画)」に定める重点区域である、城下町地区及び川尻地区



城下町地区



川尻地区

## 第5条（疑義）

本特記仕様書及び準拠法令等に記載の無い事項及び疑義を生じた場合は、熊本市（以下、甲という）と受託者（以下、乙という）が協議の上、甲の指示に従い業務を遂行するものとする。

## 第6条（秘密の保持）

乙は、本業務の実施中に知り得た秘密を他に漏らしてはならず、貸与についても予め甲の承認を得たもの意外は一切外部に漏らしてはならない。インターネット経由でのデータの受け渡しについては、安全性が十分確保できることが証明できるのであればこの限りではない。また、乙は本業務に関連して秘密漏洩等の問題が生じた場合は、すべての責任を負うと共に以後の処理については甲の指示に従うものとする。

## 第7条（手順）

乙は、業務の実施に先立ち、業務工程表・作業計画書の提出を行い、調査職員に提出しなければならない。

## 第8条（検査）

本業務の成果品については、現場責任者及び管理技術者立会いの上、甲の検査を受けるものとする。

## 第9条（完了）

本業務は、成果品納入一覧表と共に成果品を提出し、完了検査を受け、検査合格により完了とする。

## 第10条（手直し）

業務完了後、乙の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を行わなければならない。これに要する費用は、乙の負担とする。

## 第11条（成果品の帰属）

### 1 取得財産について

有形、無形を問わず、本業務で得られた全ての財産は甲と協議のうえ、原則、甲に帰属する。

### 2 著作権の帰属

本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。

### 3 著作権の処理

本業務の実施による成果物は、映像、画像等の著作権について必要がある場合は、使用承諾を得る等の措置を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、乙の責任において対応するものとし、甲は責任を負わない。

## 第13条（業務内容）

### 1 利活用可能な地域資源等の蓄積

#### (1) 地域資源等の調査

重点区域における、町屋等の歴史的建造物をはじめとする地域資源の調査を行う。なお、ここでいう地域資源とは、歴史的建造物やまちなみと一体をなしてその価値を促進すると考えられる周辺の土地・建物も含むものとする。また、利活用のマッチングに向けて、事業者情報等、必要な情報についても収集を行うものとする。具体的な対象については、提案を基に乙と決定するものとする。

#### (2) 利活用候補の抽出

地域資源の所有者等（地域住民を含む）に対して、2による意識啓発のための活用媒体等を用いて、地域住民や所有者等と良好な関係性を築きながら、利活用に向けた接触及び意向調査等を実施し、今後の利活用が見込まれる地域資源の候補を抽出する。

なお、具体的な手法については、提案を基に乙と決定するものとする。

#### (3) 利活用に向けた収集情報の整理、運用

抽出した地域資源の候補については、具体的な利活用の際に必要な図書（大まかな間取りや形状等の把握を含む）及び物件毎のカルテ等の作成を行う。

なお、(1)～(3)までの調査情報等については、3の連携体制による今後の情報更新や運用を見据えた適正な整理方法とし、具体的な手法については、提案を基に乙と決定するものとする。

### 2 所有者等への継続的な情報発信

1の調査と併行して、地域資源の所有者等に対して、保存・活用について理解を深め、意識を高めてもらうため、各種媒体を活用した広報や情報提供を行う機会（シンポジウム等の開催）を設けるものとする。具体的な内容については、提案を基に乙と決定するものとする。

これらの意識啓発の手法については、今後も継続的に活用できるものとし、今回限りではなく、中・長期的に所有者等の意識啓発につながるものとする。また、利活用事業者に対しても活用できるものとする。

### 3 相談・運用体制の構築検証

1で抽出した利活用が見込まれる候補の物件を2～3件程度選定し、具体的な利活用方針の検討や、相談・運営体制のスキーム検討を行い、実際のマッチングを実施する中で、スキームの検証（ケーススタディ）を行うこと。当該スキームについては、具体性・汎用性を持った実行可能なものとし、地域全体での地域資源の連鎖的な利活用を見据えたものとする。具体的な候補の物件については、提案を基に乙と決定するものとする。

#### 4 報告書の作成

上記 1 から 3 の作業項目における調査・検証結果、作成資料等を整理し、報告書を作成する。

#### 5 打合せ議事

業務着手後、必要に応じて打合せを行う。

### 第 14 条（提供データ）

#### 1 令和 3 年度（2021 年度）城下町地区・川尻地区町屋位置情報

※熊本市都市デザイン課が把握している、城下町地区：179 件、川尻地区：112 件の位置情報

#### 2 平成 30 年度 空き家位置情報

#### 3 その他

### 第 15 条（成果品）

成果品は下記の通りとする。

#### 1 報告書 : 各 2 部 (A4 縦)

#### 2 電子成果品 : 各 2 部 (DVD-R)

Microsoft で見ることのできるものとし、Word、Excel、PPT、Illustrator、Photoshop データで編集可能なデータとする。